うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度実施要綱のポイント

1. 定義について（第２条）

（１）循環資源　次に掲げるもののうち、循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるものをいう。
ア　廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第２条第１項に規定する廃棄物をいう。）
イ　一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（アに掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）

○考え方
・循環型社会形成推進基本法（平成１２年法律第１１０号）第２条第３項の規定「この法律において『循環資源』とは、廃棄物等のうち有用なものをいう。」と同義です。

→　廃棄物処理上の廃棄物のほか、使用済物品、収集・回収物品、人の活動に伴い副次的に得られた物品・副産物について、有価物であるか否かに関わらず「廃棄物等」と捉え、それらのうち循環的な利用が可能なもの及びその可能性があるもの（＝有用なもの）が対象となります。

・廃棄物のうち、廃棄物処理法第２条第３項の特別管理一般廃棄物及び同条第５項の特別管理産業廃棄物については、要綱別表「うつくしま、エコ・リサイクル製品品質基準」において安全性への配慮について厳しい基準を認定していることから、廃棄物処理法を遵守し適正な処理により製造された製品であって、要綱別表に定める基準に適合することを要件として安全性を確保した上で、原材料としての使用を認めることとしています。

※特別管理廃棄物　～爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものをいい、排出の段階から処理されるまでの間、常に注意して取り扱わなければならないものとして、他の廃棄物より厳しい処理体系が定められており、処理業の許可も別のものとなっている。
（特別管理産業廃棄物の例）
・爆発性産業廃棄物（廃油類）
　～揮発性油、灯油類、軽油類の廃油（タールピッチ類を除く）
・腐食性産業廃棄物（廃酸・廃アルカリ）
　～①ｐＨ2.0以下の強酸廃液、②ｐＨ12.5以上の強アルカリ廃液
・感染性産業廃棄物
　～血液や使用済みの注射針等感染性病原体を含むか又はそのおそれのある廃棄物
・特定有害産業廃棄物　～廃ＰＣＢ、その他ＰＣＢ汚染廃棄物

（２）循環資源利用製品　循環資源を原材料の全部又は一部として製造された製品のうち、品質等が均一であるものをいう。

○考え方
・循環資源の利用方法（再利用、再生利用）のうち、「再生利用（リサイクル）」により製造された製品を対象としています。

※再利用（リユース）
　～循環資源の全部又は一部をそのまま繰り返して使うもので、修理を行ってこれを使用することを含む。
　（例）中古車、古書、中古ＣＤ、リターナブルびん、生産ラインに再投入される複写機、レンズ付きフィルム等の部品など

※再生利用（リサイクル）
～循環資源の全部又は一部を原材料として利用するもの。
（例）使用済ペットボトルの繊維原料としての利用、廃家電製品から取り外した鉄くずの製鉄原料としての利用、建築廃材や端材のエクステリア製品等としての利用等

・製品の品質、安全性等が一定していなければ､認定時と異なる品質等の製品が流通するおそれがあるため､「品質等が均一であるもの」を対象としています。

２．認定要件について（第３条）

（１）県内に事業所を有する者により、主として県内で発生する循環資源を利用し、製造されたものであること。

○考え方

・本制度は、県内で発生する廃棄物等の有効利用による地域内循環、地産地消を目指すものであることから、主として県内で発生する循環資源を利用することとしています。なお、県の廃棄物処理計画では、産業廃棄物を県内で処理する場合には県内物の処理を優先することとしています。

・原材料として用いる循環資源のうち、県内排出分を県外排出分以上に用いていることを原則としますが、循環資源自体の流通実態により、県外排出分を多く用いることがやむを得ないと特に認める場合は対象とすることとします。

・本制度は、県内リサイクル産業の育成を目的の一つとしており、県内に事業所を有する者であることを要件としていますが、県内に事業所を有する者により、主として県内で発生する循環資源を利用したものであれば、県外で製造される場合も含まれることとしています。

・製造を他の事業者に委託している製品についても認定対象となりますが、委託者（申請者）が本製品の製造に関しての責任・管理体制を持っていることが必要です。
単に販売を引き受けている事業者（販売代理店等）については、本認定制度の申請者にはなれません。

（２）廃棄物等の有効利用及び減量化に資するものであること。

○考え方

・認定製品が、廃棄物等の有効利用及び減量化に寄与していることが必要であり、さらに、当該製品が使用済みとなった場合においても、再び有効利用と減量化に努めることを求めています。

・使用済み後に、再び循環資源へ再生利用できるような製品設計や再生する体制を整えること、製品に対して再生利用に関する表示や取扱説明書を貼付したりすることなどがこの要件に含まれます。
（例）①製品設計：分別し易い構造、同一材質による部品類、異物異材質の未混入など
②再生の体制：廃棄物処理法に基づく広域処理認定による自己製品の回収・リサイクルルートの構築など
③表示や取扱説明書：分別方法、材質に関する情報、再生利用方法など

（３）環境への負荷の低減についての十分な配慮その他環境保全のために必要な措置が講じられている事業所において製造されたものであること。

○考え方

・環境汚染防止のための法令等（大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭など）を遵守しているなど環境保全のために必要な措置が講じられている事業所であることを要件としており、県が現地調査等により確認するものとしています。

・廃棄物処理法の処理業や施設の許可を取得していないなど、環境関連法令に基づく必要な手続がされていない場合は、当該要件に適合しないこととなり、認定できません。

（４）申請時において既に県内で販売されていること又は申請の日から６月以内に県内で販売されることが確実であること。

○考え方

・認定製品を県が優先的な使用に配慮し、県民への普及を図ることとしており、また、地産地消の視点からも県内で販売されることを要件としています。

・研究段階のものは認定の対象とはならず、少なくとも申請の日から６月以内に県内で販売されることが確実であることとしています。

・更新申請においては、従前の認定期間における販売実績があることが必要です。

（５）別表に定めるうつくしま、エコ・リサイクル製品品質基準（以下「品質基準」という。）に適合していること。

○考え方

・ 安全性、品質等に問題のないものを認定する必要があることから、別表のとおり「安全性への配慮」「規格等」「循環資源の配合率」に関する基準を設定し、当該基準に適合することを要件としています。

・安全性については、環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」等に適合すること、品質についてはＪＩＳ規格（日本工業規格）等、一般に認知された規格等に適合することを確認し、製品の使用に問題のないものを認定することとしています。

（参考）うつくしま、エコ・リサイクル製品品質基準について

【１】安全性への配慮

（１）環境基本法（平成５年法律第９１号）第１６条第１項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準

・土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準並びにその達成期間等について定めたものです。

・項目（カドミウム、全シアン、有機燐など）毎に環境上の条件（検液中に検出される量）及び測定方法が定められています。

（２）ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）第７条の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準

・ダイオキシン類による（大気の汚染、水質の汚濁及び）土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準並びにその達成期間等について定めたものです。

・土壌について、基準値（1,000pg-TEQ/g 以下）、測定方法が定められています。

（３）福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成２年４月１日福島県保健環境部制定）第６条第３項の規定に基づく水素イオン濃度の分析試験の方法により、水素指数が５．８以上８．６以下であること。

・福島県産業廃棄物処理指導要綱第６条第３項の規定に基づく水素イオン濃度の分析試験の方法を要求しています。

２　その他当該製品について適用される関係法令等を遵守していること。

・建築資材については建築基準法、たい肥については肥料取締法等の法令等を遵守することとしています。
・たい肥等についてはその用途が、「福島県農林業有機性資源循環利用計画」（平成１５年３月福島県農林水産部策定）において定めた、「重金属の蓄積を防止するための有機物等の施用指針」に配慮したものである必要があります。

【２】規格等

１　ＪＩＳ規格
・工業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第１７条第１項の日本工業規格をいう。ＪＩＳ規格では、規格の適用範囲、種類、品質、製造方法、試験方法、検査方法、表示、報告等について定めています。

２　ＪＡＳ規格
・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和２５年法律第１７５号）第７条の日本農林規格をいう。飲食料品や木質建材等の品質と表示について定めており、農林水産大臣が制定した日本農林規格（JAS規格）による検査に合格した製品にＪＡＳマークを付けることを認める、日本農林規格（JAS規格）制度があります。

３　エコマーク商品認定基準
・財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品認定基準を言います。商品類型毎に、環境に関する基準、品質に関する基準、認定基準への適合の証明方法等について定めており、リサイクル製品の場合は、再生材の使用割合等が定められています。

【３】循環資源の配合率

「うつくしまグリーン購入ガイドライン」
・うつくしまグリーン購入実施要綱（平成１３年４月１日福島県出納局制定）別冊「うつくしまグリーン購入ガイドライン」をいいます。

※「うつくしま、エコ・リサイクル製品品質基準」の適合状況の証明について
・うつくしま、エコ・リサイクル製品品質基準に掲げる基準等に適合していることを証明する公的な検査機関等の検査データ（自社の検査データで審査会が適当と認めるものも可とする。）を提出することとしています。この場合、試験方法についても明らかにする必要があります。
・公的な規格の認定等を受けている製品については、認定等を受けていることを証明する書類を提出することとしています。
・認定審査において、品質基準に疑問な点がある場合には、追加書類の提出や試験検査の実施を求めることがあり、また、これらの確認ができない場合には、認定を保留することもあります。